

Title	二〇〇五年度修士論文要旨；二〇〇五年度卒業論文題目
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2006
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.75, No.1 (2006. 6) ,p.161- 179
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20060600-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一〇〇五年度修士論文要旨

〔日本史学専攻〕

室町時代の「国司」

大藪 海

建武の新政で地方に併置された国司と守護は、北朝の成立によつて数年を経ずして歴史上から姿を消した。それにもかかわらず室町時代を通じて「国司」と称された勢力がある。彼らはなぜ室町期に至つても「国司」と称され続けたのか。その理由の解説を、本稿の目的とした。

第一章では、「伊勢国司」として著名な北畠氏と伊勢守護職の関係について論じた。従来北畠氏は南伊勢半国守護とされること多かつたが、守護職と「伊勢国司」の関係については未解明であつたからである。その検討の結果、文明年間以前において北畠氏の伊勢守護職在職は確認されず、北畠氏は守護とは異なる立場（二郡の「知行主」）で遵行したり軍事指揮権を保持したりしていたことが明らかになつた。そして、北畠氏の行動の分析から、北畠氏は職制として位置付けられていた伊勢守護職を北伊勢支配の正当性を主張するために欲し、職制として位置付けられていなかつた「伊勢国司」を南伊勢（特に神三

郡）や交通路の支配を行う正当性を主張するために用いていたと結論付けた。

第二章では、三木氏の「飛驒国司」姉小路氏名跡継承の意義を考察した。永禄期の朝廷—三木氏間の交渉の検討から、三木氏が官職に依拠した「飛驒国司」になつて飛驒国支配の大義名分を得ようとしていたと結論付けた。姉小路氏の通称となつていた「飛驒国司」は、戦国期に至つて三木氏によって再び制度的根拠を持つ「飛驒国司」となつたのである。

第三章では、北畠氏や姉小路氏とは異なり「三國司」に数えられないが「国司」を称した例として、文明三年（一四七一）

の朝倉孝景を取り上げた。文明三年当時の孝景の立場を検証し、越前国守護職補任を条件に西軍から東軍に渡返つたものの補任されなかつた孝景が、西軍方守護勢力に対抗しようと「国司」を称したと考へた。また長享・延徳年間の朝倉氏と斯波氏との訴訟では、そのような孝景の立場を守護であつたとしたい朝倉氏によって証拠文書の偽作がなされ、孝景守護在職の証拠として幕府に提出されていたこともあわせて指摘した。

以上で考察した三氏に共通していることは、「国司」に支配の大義名分を見出していた点である。「国司」は通称ではあるが、称している側にとつてそれは単なる通称以上の意味を持つていた。すなわち「国司」は称する側によつて、支配の正当性の根源という意義を付与されていた。だからこそ、その制度的根拠を失つても「国司」は、室町時代において生き続けたのである。「国司」は、室町期の支配体制を理念的に考える上で、

重要な事例であるといえよう。

近代日本民衆の地理意識とスポーツ —広島県を中心として—

佐藤亮

筆者のいう「地理意識」とは、意識の中にある地理的な区分のことである。明治新政府は、国民国家建設の一環として、近代行政区分を創出した。言うまでもなくそれは民衆の地理意識の一つになつたと思われるが、それと引き換えにすぐさま前近代の国名、あるいは呼称などに基づいた地理意識が採用されなくなつたかというと、そうではないと考える。近代行政区分が成立して間もない近代社会を生きた民衆はこの二つの地理意識とどのように接していくか、これが本論文の問題関心であつた。

この問題関心にアプローチするために、行政区分の変化がそれほど意識されていないと思われる、スポーツについて言及された文章を扱つた。具体的には広島県立広島第一中学校（現広島県立広島国泰寺高等学校）の校友会雑誌「鯉城」における運動部に関する報告を、明治三十四（一九〇二）年から、昭和十七（一九四二）年にかけて分析した。分析対象とした言葉は史料の筆者が広島県、広島市、または安芸国を指して用いている言葉である。

第一章から第三章にかけて行つた分析は、「鯉城々下」といつた言葉が次第に使用されなくなつていく過程を示す結果となつた。しかし筆者はむしろ近代行政区分成立後もこのような言葉が使われ続けたことに注目し、前近代の国名や呼称に基づいた地理意識は、近代行政区分成立後長い年月を経ても、民衆にとって有力な選択肢の一つであり続けた、と結論付けた。

分析の結果、ターニングポイントは第一次世界大戦ごろにあつた。それまでは史料の筆者が読者にアイデンティティを伝えんとするコンテクストにおいては、「鯉城々下」「広陵」といった前近代から使われたが近代行政区分に使われなかつた言葉が用いられることが多かつたが、この頃から同じコンテクストにおいて「広島」「市内」「県下」といった近代行政区分において使われた言葉、近代行政区分に基づいた言葉が用いられるようになった。これは、「國際社會における優勝劣敗」を意識させるような「全國大会」が出現したこと、そして第一次世界大戦後、民衆が生活と国家のあり方、ひいては國際社會とがつながつてゐるという意識を持つようになつたことで、アイデンティティを示す上で必要な「他（他者）」として、「日本」「世界」というものがより多く、よりリアルに意識されるようになつたため、「鯉城々下」といつた言葉はアイデンティティを示す上で「不適格」なものとされていつたのではないか、と述べた。

能性を指摘した。

室町期における守護職と郡

—同時代人の「守護」認識と「分郡守護」論—

鳴田 哲

鎌倉期においては一国に一人の補任が原則であった守護職は、室町期になると郡を単位として複数の者に分割され、一国のかの一郡ないし数郡において当該国の守護正員以外の者が「分郡守護」として活動している事例が広範に認められるようになるとされる。しかしこの「分郡守護」は、同時代の史料上において明確に「守護」として現れることが少なく、当時の幕府の制度のなかでの位置付けについて、未だに全体像が明らかになつてゐるとはいひ難い。そこで本論文では、このような「分郡守護」について、同時代人の認識としてはどのような存在であったのか、という点に着目しながら検討を行つた。

まず第一章では、これまで「分郡守護」の特殊事例とされてきた近江における京極氏について主に検討した。京極氏は同国北部において軍事指揮権を保持することは明らかであるものの、室町期守護の重要な権限とされる所務遵行権の保持については極めて限定的であった。しかしそれにも関わらず、近江における京極氏は同時代史料上において「守護」と見なされ得る存在であった。このことから同時代人の認識においては、所務遵行権よりもむしろ軍事指揮権を保持する者が「守護」であった可

能性を指摘した。

次に第二章では、一般的な「分郡守護」の事例、すなわち守護正員の関与を排除して当該郡における所務遵行権などを独占的に保持している者の事例を検討した。このような事例は多くの場合、史料上においては郡の「知行」などと称されるが、明確に「守護」としては現れない。またこの郡の「知行」は、守護家の家督継承に際しての譲状や幕府発給文書などにおいて守護職ではなく一般の所領・所職の「知行」と同様のものとして認識されている。こうしたことからこのようない郡の「知行」は、守護使不入の権を伴つた郡の「知行」であり、そのためには当該郡においては守護正員の関与が認められなくなると推測した。

さらに第三章では、「分郡守護」の用語の由来となつた「分郡」の語について検討した。この「分郡」の語は、実際には史料上において極めて限られた場合にしか現れず、具体的には近江における京極氏のように軍事指揮権を保持している者の事例において、その者の軍事指揮権が及ぶ範囲を指す語であった。

また「分郡」は、一国の守護の「分国」に対応した概念であると見られることから、この「分郡」の語においては「国」と同様の地域区分としての「郡」が意識されており、このことは郡の「知行」の事例において単なる所領・所職の「知行」の対象としての「郡」が意識されていることとは、明確な違いがあることも確認した。

以上のような検討の結果、これまで「分郡守護」とされてきた事例の中には、軍事指揮権が及ぶ領域としての「分郡」を

保持する者の事例と、守護使不入の権が伴つた郡の「知行」を保持する者の事例という、性格の異なる二種類の事例が存在していたと結論した。またこのようないくつかの事例が並存する背景は、当時の郡に「国」の下位区分としての「郡」と、一般的所領・所職の「知行」の対象としての「郡」という二つの側面があつたことに求められると推論するに至つた。

〔東洋史学専攻〕

ズイヤ・ギヨカルプの言語観

—オスマン帝国における言語純化・簡素化運動のなかで—

内田 美幸

ズイヤ・ギヨカルプは、トルコ・ナショナリズム（トルコ主義）の理論的指導者として広くその名を知られた人物である。トルコ主義は、崩壊の危機にさらされたオスマン帝国の再生・強化という目的が頓挫した後に生まれた思想であり、これに基づいて展開された運動は、民衆にテュルク（トルコの民、トルコ人）たることを知覚させ、その意識を高め、トルコ共和国を成立させる基となつた。

本論文は、トルコ主義者であるギヨカルプが提唱した「新トルコ語」を検証し、そこから彼の言語観を浮き彫りにしようとしたものである。従来のギヨカルプ研究は、雑誌や新聞に数多

く掲載された論説から彼のトルコ主義的な社会・政治思想を読み解こうとしたものがほとんどであり、ギヨカルプの「新トルコ語」認識、つまりこれから生まれるトルコという近代国家における「国語」はどのようなものであるべきかという言語観について考察したものはみられない。そこで本論文では、ギヨカルプ最後の著作『トルコ主義の諸原理』の中から「言語におけるトルコ主義」という論説を選び、これを詳しく検討した。その結果、ギヨカルプが追求した「新トルコ語」の理念は次のよう総括される。

「新トルコ語」は、オスマン語を簡素化し、トルコ語を純化することで構築される。具体的な方法としては、民衆が理解できないようなアラビア語・ペルシャ語の語彙や文法規則を排除したこと。また、国外から新たな概念が流入した場合には、トルコ独自の文法に則して造語するか、用語として原語のまま受容すること。但し、民衆の話し言葉に定着した語句や表現については、例えどのような起源のものであつても無理に排除せず、これをトルコ語とみなすこと。

ギヨカルプは、民衆が話している言葉は無意識の産物であり、それこそが自然な生きた言語であると主張し、これに無理な力、つまり人工的な作用を加えて変革されることに強く反対した。オスマン帝国の末期には、オスマン語の純化や、トルコ祖語まで遡ったトルコ語の純化など、実際に様々な言語改革運動が起こされた。そのなかで、ギヨカルプは過度の言語改革を危険なもの

のとして批判し、民間に定着した語はトルコ語である、という持論を表明しつづけた。それは、生きた言語への敬意というギヨカルプの根本的な言語観からくる思想であつたといえよう。

イスラーム・シーア派における公正思想の政治的機能 —イラン立憲革命初期をケーススタディーとして—

大足 恭平

「イスラーム・シーア派における公正思想の政治的機能」と称して、イラン立憲革命とイスラームにおける「公正」論を扱つた。

先行研究においてはイラン立憲革命の性格について、一九七九年のイラン・イスラーム革命以降、近代主義革命なのか、民族主義革命なのか、伝統的イスラームによる革命なのか、といった論争が再燃し、一九八〇年代を通じて行なわれた。立憲革命の政治過程を観察すると三人のウラマーが大衆を指導して憲法と議会を勝ち取ったあとで、ウラマーの一人が憲法とイスラーム法との関わり方について疑問を呈して反議会・専制側へと旗幟を転ずるという理解しにくい状況に直面する。ここから前述の議論となり、ウラマーをはじめとするイスラーム勢力は議会や憲法、民主主義に本質的な理解を持つていなかつたのではないか、いや、むしろウラマーらは近代思想をよく理解していたが、バーザール商人らの利権などの観点から革命後は積極的

に関わらなかつたのだ、と複雑な論点がうかびあがる。

修士論文では、これらの議論は立憲運動について現代的観点から分節し要因を見極めようとする点に限界があり、当時の文脈で非常に重要であつた公正概念が導き出した運動であつたという仮説を設けた。そのうえで具体的な政治過程にあてはめ、公正対不正というイスラーム政治思想における二元論によつて、ガージャール朝政府に反対する勢力をその思想の差異を無視して、「公正」側勢力としてまとめ上げてゆく状況を論述した。

そして公正概念の内実は国家が社会との協議のチャンネルを閉ざさないことが最低限の条件であつたことを明らかにした。ここから観察される政治的機能として、「公正概念」は政治権力の新陳代謝をイスラームに内在化・思想的制度化したものであるということ、あらゆる思想をイスラーム内部にとりこむことを探求するものであつたとし、議会主義もまたその例外ではなかつたと結論した。

記された「守令」像

—南宋期史料に見る知州・知縣—

小二田 章

従来の研究において、南宋期（一一二七～一二七九）は、北宋に成立した士大夫階層が、学業への意識・地方主義的傾向などの共通認識を獲得し、元朝以後の王朝においても政治・文

化の領導層となる基礎をうちたてた時期として捉えられている。本稿はそれを踏まえ、南宋期を「後期帝政中国」の出発点とする仮定の下、南宋期に作成された文献史料の「守令」（知州・知縣）に関する記述から、士大夫階層が抱いていた守令の同時代的イメージや「あるべき姿」を抽出し、知識人階層である士大夫たちがどのような地方政治像を持っていたのか、また彼らにどのような規範意識が生まれたのか、という問題の一端を解決しようとした。

本稿では守令に関する記述を収集するに当たり、南宋期以後も生産され、士大夫の規範形成に影響力があつたと思われる官箴・地方志・文集という三種の史料に着目し、それらに記された「守令」像を分析対象とした。また、それらの史料の差異に配慮し、史料ごとに個別に分析・考察を行う方法をとった。

まず、南宋期の主な官箴四種を通観し、その記述の比較・分析を行つた。守令としての必要知識や心構えが記されたこの史料において、制作年代が下るにつれ、心構えの要求が「廉」（清廉）と「勤」（精勤）という限られた要素に集約されていくこと、「民」が統治の要素として明確に意識されていくことが明らかになつた。その鍵となつているのは、「恤民」という言葉に代表される統治手法であった。官箴の「守令」像は、事を起こさない政治の要求と「恤民」の要求の拡大という特徴を持つていた。

次に、地方志一三種を分析した。この史料は主に「官績」という項目の中で、過去の名守令たちの事跡を収集し、望ましい

統治のサンプルを提示している。そこには、「民のために存在する守令」としての「守令」像が表れていた。この「守令」像は、一方で地域にとりこまれ、その要請に従わざるを得ない姿を示している。また、論を補う目的で記述自体の製作過程を考察し、孫沔という守令の記述を例に、「守令」像を記述する地方志作者が人物評価に敏感であり、記述にそれを反映させていたことを明らかにした。

さらに、特徴的な守令記述を持つ文集三種から、守令の周囲にいた士大夫たちの認識を分析した。この史料からは、守令を見守る先輩或いは同僚としての励まし助ける態度、故郷の統治に携わる守令への関心、さらには守令記述を行なう者としての記述に払う誠実さ、及び現実の政治に対するシビアな感覚などを見て取ることができた。この史料の分析は数量が少ないため、あくまでケーススタディに過ぎないが、一定の参考になると考えられる。

南宋期の「守令」像には、役所仕事では済まなくなり、「民」との積極的な関わりかたを模索する現実の守令たちの葛藤が反映されているといえる。今後は、南宋期史料分析の実証的深化はもちろん、その士大夫階層の「積極性」構築に大きな影響を与えたとされる「道学」との関連性、あるいは元朝期に成立したとされる「牧民」意識への変遷、そして今回取り上げたような「規範的」な記述が時代を経て積み重ねられることで、最終的にどのような統治規範が成立したのかを追究すること、などが課題となる。

清代命案記録の中の女性

—乾隆初期『刑科題本』を中心に—

五味 知子

かつての中国女性史研究では前近代の中国女性は抑圧された被害者であったという見方がなされており、節婦・烈女など貞節ゆえに表彰された女性が主な研究対象となつた。一九九〇年

代になると、歐米を中心 중국女性の歴史参与を積極的に評価しようとする研究が見られるようになつたが、知識人女性の研究が中心であった。本稿は従来法制史の枠組みで利用されてきた裁判記録、ことに人命に関わる事件（命案）の記録をもとに、当時の庶民の女性と、彼女たちを取り巻いていた家族や社会について考察するものである。

本稿では、まず、加害者の性別によって事件の原因と被害者が大きく偏っていることを示し、法律の背景にある家族観念を考察した。夫婦間で殺人が起きた場合、妻が夫を殺害する事件はその逆と比べて著しく重い刑罰を科せられた。その理由は第一に服喪の制度に象徴される家族秩序において、妻が夫より低い位置に置かれていたため、第二に女性の貞節が家族（実家・夫家）の名誉と密接に結びついていたためであつた。

次に、夫婦間で発生した命案から庶民の夫婦関係について検討した。当時、夫が妻に暴力を振ることに対して社会は寛容

であつたが、妻が死んでしまえば妻の実家に訴えられるということが、夫の暴力を抑止していた。夫家と妻の実家は争いを大きくしてしまうこともあつたが、バランスを取りながら夫妻の喧嘩・不仲を仲裁する機能を持つていたのである。一八世紀には清政府が統一的規範を打ち出したが、それを受容する側である庶民層の規範解釈は一様ではなく、羞恥心に訴えてゆすりを企む者や、正統な家族を装つた擬制的家族が出てきたことなどを示した。

従来の研究では、女性が加害者となつた命案の大半は性的な原因によると結論づけられている。それは、女性の品行をめぐつて細かく規定された法律に基づいて判決が出されているためだが、裁判文書の中には被害者となつた夫の加害者性や妻のやむにやまれぬ事情なども記されていた。本稿では裁判概要書を通して、同じ判決を下された女性であつても、その状況は一様ではなく、裁く側も事件前後の状況まで慎重に考慮を加えていたことを明らかにした。また、姦通とは関係なく妻が夫を殺害した場合には、黒幕がいないか、姦通は全くなかつたかなどが疑われ、調べられているという特徴があつた。

貧しい家庭においては、女性の労働力が相対的に大きな比重を占め、女性の活動空間は上流家庭と比べて広かつた。加えて、家庭内の女性の発言力も比較的強いものであつた。その一方、結婚の際支払われる結納金が女性の身価とみなされる傾向があり、そのため実家や夫家、親族が女性を奪い合うことがあつた。命案に関わった女性は、貞節な女性の対極に位置づけられ、

淫蕩な女性というイメージを着せられやすいが、裁判の記録から一つ一つの事件を丁寧に追つてみると、性的な問題ばかりではなく、経済状況や家族状況などの様々な要因で命案に巻き込まれていたことがわかつた。

清代民国時期放生史研究

張 尚基

「放生」とは捕われた生き物を野に帰してやる事によつて功德を積み、己が善報を期するところの、応報觀念に基づく伝統習俗であり、アジアの特に仏教圏にみられるものである。内容はこの放生の中国史上における展開を論じたものである。内容は以下の通りである。

序章では、中国史上の放生を研究する意義を明らかにした。即ち、放生の究明を通じて、「中国における慈善の觀念」という極めて普遍的かつ重要な問題に有効な知見を与える事ができるという事である。放生とは、所謂「伝統中国」以来の「善拳」の一つであり、これが「善」であると人々に觀念されてきた事自体、何故か自明視され、今まで考察されてこなかつた。しかし、それが研究に値するものであつた事実は、本稿の行論が証するところである。

第一章では、清代における放生の具体例を挙げ、その歴史的展開とその背景を明らかにした。結社形式で営まれた清代の放

生について考察したのは、研究史上本稿が初である。

第二章、第三章では、民国時期の放生を扱つた。前者においては、上海に存在した「放生局」という組織を例に、後者においては、同じく上海における仏教団体による放生活動を例に挙げた。中華民国政府が掲げる「慈善とは救助である」とのモットー、清末以降引き続く廟產興學という仏教排斥運動、或いは蒋介石により推進された迷信打破運動という情況下、放生が如何に営まれたかを分析した。その過程で、民国時期における慈善とはその実、名を変えた善拳であり、応報或いは現世利益が期待されない限り成り立ち得ないものであつたという私見を表明した。

第四章では、恐らく中国史上最初の動物愛護団体である「中国保護動物会」について論じた。この団体を扱つたのは本稿が初である。現代においても放生はとかく動物愛護的活動と見做されがちであるが、仔細に或いは厳密にみれば、二者は全く以て別物である。しかしながら、民国時期において両者は同一視されていたのであり、その事を中国保護動物会の事例はよく証してくれる。本章によつて、産業革命以降のヨーロッパ、特にイギリスで萌芽した、動物への虐待防止を訴える動物愛護思想が、中国に東漸したまことに興味深い経緯が明らかになつたといえる。終章においては以上の行論をまとめた。

ドゥッラーニー朝史の創造と近代アフガニスタンの創設について

一、八世紀中期のアフマド・シャー期ドゥッラーニー朝政治史の再考を中心に

登利谷正人

本論文ではアフマド・シャーの即位前後の時期に焦点を絞り、同時代史料の分析を中心にドゥッラーニー朝初期の政治史の再検討を試みた。

ナーデル・シャー殺害後に生じたアフガン系アブダーリー部族の間でのカンダハールの支配権をめぐる対立抗争（第一次内乱）に勝利したのがアフマド・シャーであった。従つて、ドゥッラーニー朝の設立は、部族内部の敵に対して勝利を収めたことによつて成し遂げられたものであつた。

その後、アフマド・シャーは周囲の脅威を取り除くべく東方遠征を開始し、この遠征で勢力圏を大きく拡大した。さらに、パンジャーブ地方でも最も肥沃な土地の徵税権を獲得することに成功し、大きな財政基盤を得た。この後西方・北方・南方の将来的に脅威となる勢力を討ち、パンジャーブ地方の徵税権の確保のため再び東方遠征を行つてパンジャーブの支配権を完全に手中にした。このように勢力圏を拡大する中で第二次内乱が勃発し、本拠地カンダハールも一時占領され、親族を含む多く

のドゥッラーニー部族の者が反旗を翻した。アフマド・シャーはこの内乱も鎮圧することができた。

アフマド・シャー治世初期のドゥッラーニー朝の政治史の展開を再検討することによって、新たに以下の二つのことが明らかとなつた。

まず第一に、アフマド・シャーは敵対する勢力との戦闘（第一次内乱）に勝利して実力で王座を得たということである。しかし、その後も裏切り・反乱（第二次内乱）が生じたようになり、その政権基盤は極めて脆弱なままであった。そして第二に、周辺地域で生じた事件・出来事に対応して的確な時期に遠征を行ない、周辺の国々が脅威とならないよう努めていたことに加えて、東方・インドへの遠征では、インドから得られる豊富な税収を目的としていたことの具体例も確認することができた。

オスマン帝国の近代化におけるアルメニア人の役割

—オハンネス・ダディアンのヨーロッパ旅行を中心にして—

長濱あづさ

一九世紀、オスマン帝国は列強による干渉と、国内諸民族の独立傾向などにより、存続の危機に直面していた。この危機を開拓するため、スルタン・マフムート二世は帝国の建て直しを図り、近代化政策を推し進める。この政府主導の近代化政策において、先頭に立つて活躍したのがアルメニア人など、非ムス

リム臣民であった。

「アミーラ」と呼ばれるアルメニア社会の上層部に属する一家、ダデイアン家は一七九五年以降帝国立弾薬工場の長官職を世襲し、帝国の弾薬産業を独占した。中でも三代目のオハンネス・リダディアンはアザドル弾薬工場の管理・運営・発展に努めると共に、一八三五年、四二年、四七年の三回にわたって帝国政府の命を受けてイギリス・フランスへの視察旅行をおこなつた。

この旅行の目的は、第一にヨーロッパの弾薬工場・毛織物工場などを見学し、その先進的な技術を学ぶこと、同時に工場で用いられる機器の買い付け交渉をおこなうこと、にあつた。更に視察旅行の実施時期を考えると第二の目的があつたようと思われる。すなわち、オスマン帝國が自由主義経済の中に否応なしに組み込まれていくこととなつた一八三八年のイギリスとの通商条約締結に先だって、この新しい経済体制とはいかかるものかを見極めるという重要な任務がオハンネスに与えられたのではないか、ということである。

ヨーロッパの状況を正確に把握し、学び取つていこうとしたオスマン帝国にとって、高度な技術・知識をもち、同時に古くからヨーロッパに経済的ネットワークを形成していたアルメニア人のオハンネスのような人物は、仲介者としての利用価値が高かつたのである。

一方これらの活動に対しても帝国政府から与えられるさまざまな特権により、ダデイアン家はアルメニア人社会における指導

的地位を獲得する。

一九世紀前半のオスマン帝国において、帝国とアルメニア人社会上層部の利害はこのように一致していた。

アレッポの「ナショナリズム」 —オスマン朝後の国民国家形成と地方都市市民の アイデンティティーの諸相—

夜船 絵美

オスマン帝國解体後のいわゆるアラブ諸国の歴史研究において、これまで「地方史」というテーマはほとんど取り上げられていない。確かに欧米の研究論文にはリージョナル／ローカルといった文字が見受けられるが、その多くが實際に行つているのは「マイノリティ研究」に過ぎない。

現代中東の宗教・宗派、民族的マイノリティーは特定の地域、それも政治・経済の中心である首都、都市部以外に集住しておる、國家の単位では確かにマイノリティであるが、地域的に見れば圧倒的なマジョリティーを形成している場合が多く、「地方」の歴史をたどることがある特定のマイノリティーを研究対象とすることとイコールになつてゐる。シリアのケースでもイスラム・シンナ派のアラブがマジョリティーを占める「中央」の四大都市圏に対し、地中海沿岸や南北国境周辺地域がシリア派のアラウィー派やドルーズ派、キリスト教徒やクルド人

などのマイノリティーの居住する「地方」として位置づけられてきた。問題は二〇世紀以降の人々のアイデンティティーが列

強支配からの独立・国民統合のための「公定イデオロギー」として強調されることになる「中央」のアラブ・ナショナリズム

か、それともこれを否定し妨げるマイノリティーの「サブ・ナショナル」な「地方」のアイデンティティーかという二項対立

的文脈でしか論じられず、しかもこのアラウイー派・ドルーズ派の宗教的ロイヤルティーを意味するアラビア語の「ターアイフイーヤ」がリージョナリズムやローカリズムを意味する「イクリーミーヤ」とほぼ同義で扱われていることである。

本稿ではシリアの「地方」都市アレッポに注目し、アラブ政府期の官報や委任統治期の有力者の著作の中にオスマン朝後の多様なアイデンティティー、あるいは一般に中東社会の対立・分裂要因として指摘される宗教・宗派、民族的差異によらない本来の「イクリーミーヤ」の可能性を模索する。

〔西洋史学専攻〕

ドイツ初期労働者運動における内部対立と

職種間の多様性

—スイスにおけるヴァイトリングのプロパガンダ活動と
その行き詰まりを中心に—

大熊
陽子

ドイツにおける初期労働者運動の歴史は、長らくカール・マルクスの名と結びつけられていた。それはマルクスと共産主義者同盟を中心据える歴史観がいかに支配的であつたかを示す好個の例である。もつとも、現在の研究史においては、初期の運動が一八三〇年代から職人協会を中心始められた活動であるとの見解に異存はなく、マルクス主義的観点からではない研究も進められている。しかし、この時期をもっぱら共産主義者同盟に至る「前史」として捉える見解が根強いことは否めない。

こうした歴史観に潜む一つの大きな問題点は、運動の経過およびそれに関与した人物を全てマルクスとの関連で捉え、歴史的な位置付けを行うことである。マルクス主義者は理論的側面からのみ労働者運動を描くことで、単純な図式主義に陥るという誤りを犯した。彼らはこう主張する。初期の運動は「プチブル的共和主義者」たる知識人から、「急進的左派分子」たる手工業者が階級分離してゆく過程であると。また、義人同盟の理

論・実践の両面における指導者ヴィルヘルム・ヴァイトリング

はマルクスの挫折せる先行者であり、前者の思想に科学性が欠如していたことこそ、彼の指導的地位失墜の所以である。

本論文はこうした解釈に疑問を呈し、ヴァイトリングのプロパガンダ活動の再評価を通じて、初期労働者運動における複合性を示すことを目指している。運動の担い手たる手工業者と知識人の状況は、その職種や出自に応じて大きく異なっていた。

職種ごとの差異や伝統的な結束力は手工業者間の団結を容易にすると同時に、運動路線や利害を巡つて対立を生じさせた。さ

らに、活動が展開された国々の社会・経済基盤の相違も運動を左右する要因となる。警察による圧力はスイスの協会活動に大きな打撃を与えた。工業化のスピードは各国の手工業者の間に差異をもたらした。工業化の浸透が遅いほど伝統的な手工業者としての意識は残りやすい。ヴァイトリングは同盟の機關誌において労働者全体を表す *Arbeiter* という言葉を選びながらも、実際は *Handwerker* (手工業者)だけをそのプロパガンダの対象としている。彼のこうした手工業的排他性は、移行期に置かれた手工業者の揺れ動く意識を如実に反映していると言えよう。

職種を越えた「労働者」としての意識はまさに芽生えたばかりであった。彼らの対立や結束を決定付けたものは理論だけでない。諸々の相違や多様性を考慮せずに労働者運動を語ることはもはや不可能である。今後の研究において求められるのは、

残された史料と解釈をつきあわせることによって事実に反する虚像をうち捨て、可能な限り客観的な歴史像に近づいてゆくこ

とであろう。

〔民族学考古学専攻〕

イスラエル北部沿岸地域における鉄器時代 I期の土器組成

小野塚拓造

鉄器時代 I期の南レバントは物質文化の地域的まとまりが形成される時期にあたり、南部海岸平野の「ペリシテ文化」のように、地域的な文化が考古学的に描き出されている。その中でイスラエル北部沿岸地域の物質文化に関する研究は、アッコ、テル・ケイサン、ドル、テル・ゼロールといった主要遺跡の発掘調査報告が不十分なこともあります、周辺地域に比べて希薄であった。先行研究では、断片的な資料から文献史料が伝える「海の民」や南部海岸平野の影響があつたとする主張と、南部海岸平野とは異なった独自の文化があつたとする主張がなされている。このような研究状況を進展させるために、本論文は土器組成を検討することでイスラエル北部沿岸地域に特徴的な文化を、特に南部海岸平野との関連性について明確にすることを目的とした。

まずドルとテル・ケイサンの土器組成の特徴を概観し、さらに未発表のテル・ゼロール出土資料を提示して検討することで、

イスラエル北部沿岸地域の土器組成が後期青銅器時代の型式を受け継ぐ土器と、少数のキプロス製搬入土器とキプロス土器及びミケーネ土器を模倣した現地生産土器で構成されていることを示した。後期青銅器時代の型式が色濃く残存している点で、ミケーネの土器文化が革新的に流入した南部海岸平野とは性格が異なっている。次に、キプロス製搬入土器とミケーネ土器及びキプロス土器の模倣土器の器種構成と出土量に焦点を当て南部海岸平野との比較を行なった。その結果、両地域の間に明確な差異があり、その境界線はテル・ゼロール付近に引くことができることを確認できた。また南部海岸平野からイスラエル北部沿岸地域にまたがって広く分布しているスキュフォス（双耳杯）について考察を行い、イスラエル北部沿岸地域で出土するスキュフォスは南部海岸平野の影響ではなく、独自に受容した食習慣と関係があるとする説が妥当であるという見解に達した。

以上から、鉄器時代Ⅰ期のイスラエル北部沿岸地域には、南部海岸平野とは別の特徴を持つ独自の文化が存在していたとするギルボアの主張を支持すべきであるとの結論に達した。この結果を受け、イスラエル北部沿岸地域に独自の文化が形成された要因として、「海の民」諸族の民族性と文化の多様性に関する考察、シャロン平野の町々の荒廃がイスラエル沿岸部の南北交流を阻害した可能性に関する考察を行なった。

イスラエル北部沿岸地域の土器組成が後期青銅器時代の型式を受け継ぐ土器と、少数のキプロス製搬入土器とキプロス土器及びミケーネ土器を模倣した現地生産土器で構成されていることを示した。後期青銅器時代の型式が色濃く残存している点で、ミケーネの土器文化が革新的に流入した南部海岸平野とは性格が異なっている。次に、キプロス製搬入土器とミケーネ土器及びキプロス土器の模倣土器の器種構成と出土量に焦点を当て南部海岸平野との比較を行なった。その結果、両地域の間に明確な差異があり、その境界線はテル・ゼロール付近に引くことができることを確認できた。また南部海岸平野からイスラエル北部沿岸地域にまたがって広く分布しているスキュフォス（双耳杯）について考察を行い、イスラエル北部沿岸地域で出土するスキュフォスは南部海岸平野の影響ではなく、独自に受容した食習慣と関係があるとする説が妥当であるという見解に達した。

以上から、鉄器時代Ⅰ期のイスラエル北部沿岸地域には、南部海岸平野とは別の特徴を持つ独自の文化が存在していたとするギルボアの主張を支持すべきであるとの結論に達した。この結果を受け、イスラエル北部沿岸地域に独自の文化が形成された要因として、「海の民」諸族の民族性と文化の多様性に関する考察、シャロン平野の町々の荒廃がイスラエル沿岸部の南北交流を阻害した可能性に関する考察を行なった。

繩文時代におけるベンガラの獲得と利用に関する基礎的研究

—新潟県中越地域の集落遺跡をモデルケースとして—

河野 摩耶

赤色顔料研究は、赤色顔料の分類、及び同定の方法がほぼ確立され、それに基づくデータの集成も日々進みつつある。ただし、赤色顔料の多くは、原材料の獲得から、精製、消費に至るプロセスが十分解明されているとは言いがたい。赤色顔料をめぐる考古学的研究を進展させるためにも、この点が今後の重要な課題と思われる。

新潟県中越地域では、道尻手遺跡（縄文時代中期を主体）と隣接する正面ヶ原A遺跡（縄文時代晩期を主体）で、赤色塗彩資料とともにベンガラ原料と思われる塊状物質が多数検出されている。そして、遺跡周辺の段丘端境面からはベンガラ原料と考えられる黄褐色物質が産出する地点を複数個所発見している。これらを光学顕微鏡で観察したところ、大きさが円径が $2\text{ }\mu\text{m}$ 以上の中空円筒状をした「大型パイプ状ベンガラ」と、円径が $1\text{ }\mu\text{m}$ 以下の「小型パイプ状ベンガラ」、中空円筒がスパイラル状の「らせん状ベンガラ」が地点を違え産出することが確認できた。

土器に塗彩される赤色顔料に注目すると、道尻手遺跡では近

隣で獲得できる複数のベンガラ（「小型パイプ状ベンガラ」・「らせん状ベンガラ」・赤鉄鉱ベンガラ・褐鉄鉱ベンガラ）が検出された。正面ヶ原A遺跡では、近隣では採取できない單一種類のベンガラ（「大型パイプ状ベンガラ」）のみが確認された。

耳飾に塗布される赤色顔料については、両遺跡ともに遺跡近隣には産出しない「大型パイプ状ベンガラ」が検出された。これ

らから、道尻手遺跡と正面ヶ原A遺跡との間には、ベンガラの獲得と利用のプロセスに違いがあり、とりわけ正面ヶ原A遺跡では塗彩される赤色顔料に選択性が働いていたことが推察できた。

これまで「パイプ状ベンガラ」は、発色の良好な鉄系赤色顔料として一元的に捉えられてきた。本研究では、「パイプ状ベンガラ」を主に形状の違いにより三種類に細分し、遺跡周辺の表層地質における分布傾向と遺跡出土赤色顔料との比較を通して、日常の行動領域の内部の活動の一端を明らかにする糸口を導き出した。

中越地域における縄文時代の赤色顔料利用の実態とその変遷に迫るために、今後より多くの遺跡の分析が必要である。

また、本論文では言及できなかつたが、赤色顔料が塗布された土器の型式学的分析、及び胎土分析などを行なうことで、土器の製作・流通のプロセスと、赤色顔料の獲得・利用のプロセスの関係を考察することが可能になると思われる。以上にあげた課題に取り組むことで、赤色顔料をめぐる考古学的な研究は、一層の厚みをもつことになるはずである。

荷札木簡の形態的研究 —機能との関わりを中心に—

友田那々美

木簡は文字資料であると同時に、モノとしての側面も有している。本稿の課題は、木簡の即物的研究であり、具体的には荷札木簡を対象に、その形態の多様性について考察したものである。

従来の形態的研究は、その多様性の指摘を以って結論に代えられてきた。しかし本稿では、議論を深めるべく、品目との關係や出土状況の検討を行い、多様性の要因を以下の三つにまとめるに至った。

第一の要因は、同一人名義の荷に「切込みのある荷札」と「切込みのない荷札」の両方が付けられた品目があつたことがある。これは、従来、勘檢用の措置として捉えられてきたが、実のところ荷札の勘檢機能自体が確実なものとはいえない。結論として、荷札の本来的な意義は「貢納の表示」であり、同一の荷に異なる形態の荷札を付けたのも勘檢用の措置ではなく、荷の外側に紐でくくり付ける荷札と、荷の中に直接入れる荷札があつたためと考える。さらに、形態の組み合わせは、各貢進国で基本形があつたようだが、例外も多くみられ、荷札製作に対する各国の柔軟な姿勢がうかがわれる。

第二の要因として、デザインとしての形態も存在したことが挙げられる。「剣先形」の荷札は米・塩に偏って見られ、装着的機能が示唆される。しかし、壺状の容器で運搬されたと想定されるような酒や醤などにも「剣先形」はみられ、この場合、「剣先形」が装着時に機能したとは考え難い。すなわち、デザインとしての「剣先形」も存在したということである。

第三の要因は、貢進国としての存在を強調するための道具として荷札が用いられたことである。荷札の中には、装着的機能面からは解釈できないような特異な文字の配置のものや長さのものがいる。荷札を貢納の表示として捉えるならば、これらは単なるデザインを超えて、地方の中央に対するアピールとして解釈されよう。

以上のとおり、荷札の形態は多義的なものであり、各要因が絡み合い、荷札製作に対する柔軟性もあいまって、形態の多样性が生じたのである。

さらに、荷札のあり方は貢進国間でも多様である。七世紀代からの特徴を維持する国もあれば、八世紀以降、新たな様式を取り入れる国もある。また、これらの国とは対照的に、明確な特徴を指摘し難い国もある。このように、「律令国家」といつても各貢進国は均質ではなかつたことが、荷札の様相を通じてうかがわれるのである。

二〇〇五年度卒業論文題目

「日本史学専攻」

奈良時代における在地社会の一年—暦を中心に— 青木 美弥
将棋所の成立と将棋の普及 阿部広之介
蘇我氏についての基礎的考察 鮎村 勲
弘法大師空海の密教觀—両部不—思想はあつたのか—

『日本靈異記』の夢

家族的觀点からみた光仁・桓武朝—

スポーツによる思想善導策に関する一考察

古代における旅—『更級日記』上洛の旅について
城跡で交錯するアイデンティティ

説話集にみる雷認識の変遷

伊波普猷の思想に関する一考察

朝廷は「まつろわぬ民」をどう見たか—八世紀における隼人の朝貢の意義—

箱館戦争と「大名脱走」—桑名藩主・松平定敬を中心にして

草野 泰宏 坂口真紀子

坂口真紀子 笠原菜穂美

日本人の洋装化と戦争の関係について 佐藤 理沙

日本古代における弓箭の役割

東郷平八郎の再評価

近代日本における「喫煙」の果たした役割

住田 俊祐

近代における集落神社の整理と再興—神奈川県横浜市泉区中田の事例—

谷口 高志

江戸幕府体制における八王子千人同心

田平 洋

武士の成長過程における平将門の乱の意義

鳥居 憲太

日中・太平洋戦争下における視覚障害者による戦時体制への「参加」に関する一考察

中村 理乃

近世後期の朝廷における「朝議」—尊号一件に注目して—

長澤 慎二

開港期の物価高騰が与えた影響

名小路みつる

近世関東における酒造り—関東御免上酒を一例に—

鳴瀬 壮

八世紀における賑給について—思想的背景から見た実施意義—

萩原 雅行

院政期における中央軍事貴族—「武家の棟梁」は存在したか—

花田 智敬

六国史にみえる祥瑞について

平館 大

奥州藤原氏の繁栄を支えたもの

平野 兼祐

『播磨国風土記』にみる古代人と鹿

福澤 尚

府県会規則をめぐる論争—明治十二年御臨幸請願に見る—

藤澤 匠樹

幕府日安箱の変質

藤野まどか

戦前と戦後の連続性—「岸信介派」に関する一考察—

真下 啓之

継体天皇の出自と即位について—現代の皇位継承問題を考

える上での一考察—

三浦 祐介
美入 愛子

国策会社満映—大陸への視線—

森 佳奈子
矢野 劍

江戸の町にみる正月

吉田 宏子
山下 紘嗣

「家格としての摂関家」成立の歴史的背景

奈良時代の賜姓皇親

『古事記』におけるキサキ像

「東洋史学専攻」

中世後期のレヴァント貿易—十四世紀後半のエジプト・シリ

アとヨーロッパ間で扱われていた交易品を中心に—

青木 重和

大航海時代の環インド洋貿易

秋田 美幸

パレスチナ和平の目的は何か?—米国中東政策から考える—

浅田 純史

ギリシア人の誕生とギリシア独立の苦悩

飯塚 章
石上 嘉應

明代下層僧侶と民衆生活

伊藤 俊輔
遠藤 知香

ロス暴動とエスニックグループ間の対立—なぜ韓国系アメリ

カ人は狙われたのか—

タタール人に見るロシアの異民族支配

トルコ EU 加盟交渉開始の背景と意義

T・E ロレンスとオリエンタリズム

イスラーム社会ではなぜ禁酒法が成り立つか

新彊ウイグル自治区における少数民族と中国との関係—一九五〇年代から現在まで—

篠田 博之

科挙制度の改革と廃止

瀧口 晶子

ジャディードからみる「ハラーム」—10世紀の激動の中央アジ

ア—

トルコと日本の近代化—軍事面を中心にして—

立花 直紀

教科書内容から見る愛国主義と「反日的教育」、そして「反日」

の本質

ズイヤ・ギヨカルプの思想と理論—文化・文明論を中心にして—

原田 香織

マレーシア・サバ州住民のアイデンティティ

平野由梨子

蔣介石の安内攘外政策について

深津麻由子

英雄叙事詩に見られるシャーマニズム信仰—クルクズ英雄叙

事詩「マナス」を題材として—

福田 洋平

映画監督・モフセン・マファルバフ論—イラン社会の変貌と

藤野 良太

中国塩政史における塩賊出現についての一考察

藤原 光昭

イラン・イスラームの辿った政治過程の諸像

舟川 秀明

インド音楽の変遷と外部が与えた影響

本多 美咲

一九三〇年代前半の新疆ムスリム反乱と馬仲英

矢久保典良

一四世紀ペルシアにおける、ラシード・ウッディーン『集史』の写本制作事情について

山田 美雪

地中海におけるフารテイマ朝の商業的繁栄

横山 聰子
栗 渡邊 愛子

明清代における纏足の流行と春画

曉雨

イラク戦争におけるアメリカの正当性

[西洋史学専攻]

太平洋戦争に至るまでのEDRの政治的指導力

青木 源太

What was the Role of the Order of the Garter in the Politics
and Diplomacy of Late Medieval England?

井塚由美子

オースマンのパリ大改造—水利への工夫—

上田 経子

ヨーゼフ主義の成果とその限界

大内 幸恵

百年戦争と軍隊—アザンクール戦におけるフランスの敗因について—

大山 舞

中世社会における神判の意義

加納 勇矢

一六世紀フィレンツェの芸術プロパガンダ—コジモ一世から

川島 優子

フェルディナンド一世まで—

北川 学

一三世紀ローマの権力闘争における教皇権の意義

シュジェールによるサン・ドニ大修道院教会堂とイル・ド・

フランスのゴシック建築

藏絵 一郎

仮王フイリップ四世時代の財政政策

斎藤 千絵

ノルマン朝・アンジュー朝における「フォレスト」の本質

澁谷 敬

教皇ユリウス二世の教皇領征服とその権力の性格

清水 茉莉

プロイセン大学改革とベルリン大学の創設—理念としての

「ドイツ」をめぐつて—

アメリカ帝国主義の宗教的レトリック—ジョサイア・ストロン

ングに見る米西戦争理解—

鶴根沙穂子

中世におけるヴェネチアの貴族

竹内 蓉子

イメージ性の創造における伝記の役割—ナイチンゲールの場

合一

中里麻衣子

軍事哲学から軍事政策へ—The Influence of Military Thought upon American History, 1890-1910—

成瀬 博隆

スコティッシュ・アイデンティティの変遷とEU 西川 耕平

アルビジヨワ十字軍を契機とする南仏社会の変化—トゥールーズ地方を中心に—

長谷川貴史

カンタベリー大司教ヘンリー・チチリー（一四一四—一四三

年）の墓とその起源—中世期後期におけるトランジ墓の

類型と意味—

イスラムとアメリカ外交

戦後ドイツにおける「過去の克服」

堀田 あき

人文主義者から見たローマ略奪—ピエトロ・アルチョーニオ

堀口麻里江

リチャード一世の入市式と王権—一三九二年における王とロ

町永 千春

ンドン市の対話—

ナチス支配体制とプロパガンダ—大衆の動員について—

門馬 里美

西部移住と東部農業従事者

山川 直子

コモン・ロー生成期の法と司法—グランヴィルの法書を中心

に—

吉田 純也

〔民族学考古学專攻〕

創出される都市祭礼—小山両社祭にみる慣習と非慣習の絡み

秋田 麻衣

「最花式」の再検討—青森県最花貝塚出土土器群の整理を通して—

安達 香織

中央アフリカ・マラウイに見られる生活空間の性差—チエン

べ村の事例から—

新井ルミ子

祭祀植物の意味とその変遷—沖縄県久高島の事例を通して—

岩城玲央奈

大國魂神社例大祭暗闇祭の変遷—神輿講中・太鼓講中から読み解く歴史—

大貫 路子

「コデックス・マンドーサ」における絵文書の変化について

岡田 真弓

江戸時代における仏飯器—新宿区出土資料の検討—

斧 美衣

江戸時代における愛玩動物の墓石について

金子 大海

後期青銅器時代のハツオルにおけるエジプト支配

間舎 裕生

渭河平原の土壤と地力の維持—渭河上流の放牧地との関係か

栗山 知之

ゴーヤチャンプルーから考察する沖縄食文化の変遷と異文化

交流

品田 陽平

現代韓国におけるキリスト教成長の背景—ヨイド純福音教会

及びオンヌリ教会をフィールドとして—

鈴木 大悟

関東地方における縄文時代後期「山形土偶群」について—成

立期の様相を中心に—

武内 博志

前方後円墳の規格性に対する研究史

辻本 英己

錦絵新聞の性格に関する一考察—参照紙との比較を通して—

中野 陽介

野村 峻

馬場 宏平

陽介

イベリア半島における支石墓型式の変遷

鉄器時代のフェニキア文化における仮面

妙見宮大祭神幸行列の変化にみる熊本県八代の歴史

早水 慎一

山本 絵理

一木 絵理

南関東における縄文時代早期末から前期初頭のセツルメント

パターン—遺跡分布による空間的検討—

山本 泰史

日本先史社会に関する研究の様相